

第2章

教育委員の活動

1 令和7年度教育長及び教育委員

- 杉野 可愛 教育長
- 貞廣 斎子 委員 【教育長職務代理者】
- 花岡 伸和 委員
- 永沢 佳純 委員
- 櫻井 直輝 委員
- 芦澤 直太郎 委員

2 千葉県総合教育会議

総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4の規定により、すべての地方公共団体に設置されています。構成は首長と教育委員会であり、首長が招集します。協議事項は、「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」、「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」などです。

平成26年6月の法律改正により、翌年4月1日から設置されました。会議設置の効果は、「首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたること」が可能になった点等にあるとされています。

千葉県では、教育庁と知事部局が協働・連携して取り組むべき課題について、知事と教育委員とが意見交換し、その取組の進捗を組織として確認していく場として、大変意義ある会議になっています。

【令和7年度 開催実績】

＜第1回＞

令和7年6月26日(木)、千葉県庁議会議棟4階の第8委員会室において、開催されました。会議は公開で、議題は次のとおりでした。

(1) 令和3年度から6年度までの会議の協議結果に基づく取組の進捗等

- ア 子供の貧困対策について（ヤングケアラー支援含む）
- イ キャリア教育の推進について
- ウ 幼児教育の充実について
- エ リカレント教育の推進について
- オ 困難を抱える子供たちへの多様な支援（不登校・ひきこもり）について
- カ 学校現場における多様性尊重の在り方について

(2) 学校における働き方改革について

(3) 千葉県の教育の振興に関する大綱について

協議の進行は熊谷知事が務め、それぞれの協議題について、教育庁と知事部局の取組を確認しつつ意見交換を行いました。

議事（1）では、これまでの会議における協議の方向性に沿って、取組の進捗が図られている

ことを確認しました。

議事（２）では、はじめに貞廣委員に研究者の立場から、学校における働き方改革について、国内外の研究成果等に基づいた全般的なお話をいただいたうえで、意見交換を行いました。

意見交換を通じて、働きやすさと働きがいの両立が教員の働き方改革であり、どの学校も真に働きがいのある職場にしていけるよう、知事と教育委員会とが連携して取り組んでいくことの重要性を改めて確認しました。



第1回会議の様子

議題（３）では、知事から「令和７年１０月策定予定の『千葉県総合計画』における教育等の関係部分を『千葉県の教育の振興に関する大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項の規定により、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの）』として位置付けていきたい」旨の提案があり、全教育委員が同意しました。

第１回会議後、９月定例県議会における議決を経て、１０月１０日付けで「千葉県総合計画～千葉の未来をともに創る～」が決定され、１１月２１日付けで同計画における教育等の関係部分が「大綱」として位置付けられました。

「千葉県の教育の振興に関する大綱」については、千葉県Ｗｅｂページに公開しています。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/taikou/>)



<第２回>

令和８年３月１９日（木）、千葉県庁本庁舎５階の大会議室において、開催されました。会議は公開で、議題は（１）及び、（２）を第１回からの継続とし、新たに「（３）県立高校の魅力化について」を取り上げました。

協議は第１回と同様に進行され、教育庁と知事部局の取組を確認しつつ意見交換を行いました。

議事（１）では、ア～カのテーマ別に事務局が作成した、取組の進捗等を示す資料の配布をもって協議に代えました。

議事（２）では、学校における働き方改革推進プランの改定等に係る事務局からの説明の後、意見交換を行いました。

令和７年６月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立し、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即し「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされました。これを受けて国の指針が改正され、教育委員会は「業務量管理・健康確保措置実施計画」及び、毎年の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告し、取組の更なる改善につなげる旨が規定されたことから、第１回に引き続き意見交換を行ったもので、実効性のある働き方改革の推進に向けて、十分な体制にない市町村に対する県による伴走支援の重要性等を確認しました。

議事（３）では、本県の高校教育の現状や県立高校が抱える課題等に係る事務局からの説明の後、意見交換を行いました。

国が策定した「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」も踏まえ、工業高校をはじめとした専門高校の機能強化・高度化、遠隔授業等の推進や通信制高校の教育の質の確保・向上、多様な学習ニーズへの対応など幅広く意見交換を行い、県立高校の一層の魅力化に向けて、知事と教育委員会とが認識を共有して施策を推進していく上で有意義な機会となりました。

総合教育会議の詳細については、千葉県Webページに会議録等を公開しています。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/sougoukyouikukaigi/index.html>)



3 教育委員の活動と意見の施策への反映

(1) 活動の概要

令和7年度は、教育委員会会議を13回開催し、議案等105件の審議を行いました。また、調査・研究のため、委員勉強会を29回開催し、計画的に活動しました。

活 動		回数
教 育 委 員 会 会 議		13
委 員 勉 強 会		29
視 察	教育機関等の視察	8
行事参加	式典等	2
外部団体との連携	全国都道府県教育委員会連合会関係行事	3
	1都9県教育委員会協議会（全委員、委員）	4

教育委員会会議の議事録を、千葉県教育委員会Webサイトで公開しています。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/soumu/iinkai/r7/index.html>)



(2) 具体的な施策への反映

ア 学力向上について

(ア) 全国学力学習状況調査について

[令和7年9月3日 第6回教育委員会会議]

令和7年度全国学力・学習状況調査結果について、県独自に分析した結果を報告しました。

教科に関する調査では、小学校6年生及び中学校3年生に対し、国語、算数・数学、理科が実施され、小学校、中学校ともに、全ての教科で全国とほぼ同程度の結果でした。

質問調査については、近年、本県の課題となっている「探究的な学び」「児童生徒の学習時間」「ICTを活用した学習状況」「調査結果の活用」の結果を中心に報告をしました。

(委員の意見)

- ・学習時間を確保していても、成績が振るわない児童生徒が一定数いるため、メンタル面のケアを含め、様々な観点から引き続き指導してほしい。
- ・千葉県の課題を示した資料の内容が年々分かりやすくなっており、評価している。
- ・教科が好き、勉強が楽しいと思う児童生徒がより一層増えていくような取組を期待したい。
- ・公教育の役割として、児童生徒の意欲を引き出すような手立てを、今後更にお願したい。
- ・児童生徒の自己有用感、幸福感等に関する経年変化を見ると、数値の向上が見られ安心した。
- ・家庭や地域との連携等に関して、特にコミュニティ・スクール等に関する学校質問の結果では、全国と比べて肯定的回答が下回っているため、今後家庭や地域との間で連携を進めていく余地があると考えます。
- ・全国平均との比較ではなく、千葉県の子供たちの学習状況の把握や先生方の指導改善に結びつく追加分析を行っていただき、評価している。

(教育行政への反映)

- 児童生徒の学力向上を図るため、少人数指導や習熟度別指導などの授業支援、放課後等による学習支援、家庭学習の充実や習慣化に向けた支援を行う学習サポーターの配置を進めるなど、外部人材の活用を推進していきます。
- 子供たちの主体的な学びの促進のため、県教育委員会が作成しWeb上に公開している学習用問題である「ちばっ子チャレンジ100」(小学校向け)、「ちばのやる気学習ガイド」(中学校向け)の活用について、各学校への周知に一層努め、家庭学習の充実を図っていきます。
- 各教育事務所で行われる学力向上交流会や学力向上通信「COMPASS」等を活用し、本県の分析結果や傾向を共有し、各学校の教育課題の実態に応じて活用できるよう、啓発活動を推進していきます。
- 「ちばっ子の学び変革推進事業」として県内の小中学校を研究校に指定し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に視点においた授業改善をテーマに研究を進め、その成果を県内の小中学校に広げていく取組を進めていきます。

(イ) 令和9年度以降の千葉県県立中学校入学者決定の改善点について

[令和7年12月18日 第9回教育委員会会議]

令和9年度以降の千葉県県立中学校入学者決定の改善点として、報告書(高等学校入学者選抜における調査書に相当するもの)における記載項目の精選について報告しました。

(委員の意見)

- ・今回の変更は、報告書の記載事項を高等学校入学者選抜に揃えるということで理解できたが、出欠の記録及び特別活動の記録や行動の記録の欄まで削除してしまうことによって、選考する際に学力偏重になってしまうことを危惧する。総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に、特別活動の記録や行動の記録に関する評価を積極的に記述することを促していただきたい。
- ・メリットとデメリットを見極めて決断したことがわかったが、小学校と中学校それぞれにおいてしっかりと受け止めていただくように周知願いたい。

(教育行政への反映)

○報告書の記載については、受検する児童が在籍する小学校担当者に向けた入学者決定に関わる説明会や、実施要項での記入例の説明を通して、必要な内容を確実に記載するよう周知を図りました。

イ 県立高校改革推進プラン・第2次実施プログラムについて

[令和7年5月26日 第2回教育委員会会議]

今後実施する県立高校改革として、県南部や東部の小規模校の活性化、水産系高校・工業系学科の学びの魅力化、全日制普通科高校の統合、進学指導重点校の充実を柱に、9項目15校にわたる再編の具体的計画を報告しました。

(委員の意見)

- ・八千代東高校と八千代西高校の統合に関して、資料の中に「誰一人取り残されない」という文言があるが、例えば、身体に障害があり医療的ケアを必要とするが、学力的には高校で学ぶことができる生徒がいるとする。「誰一人取り残されない学びの保障に向けて」という方針が特定の学校のみに関わるものと理解された場合、居住地域によっては通学が難しいのではないかと懸念される。このような点を踏まえると、「誰一人取り残されない」という文言の用い方については、その趣旨や対象が適切に伝わるよう、慎重に検討いただきたい。

(教育行政への反映)

○「県立高校改革推進プラン・第2次実施プログラム」の策定に当たっては、「多様性あふれる子供たちの、誰一人取り残されない学びの保障に向けて」という文言を、「不登校生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成し、きめ細かな支援を行うことを目的として」という表現に変更しました。

ウ 問題行動、不登校等について

[令和7年11月18日 第8回教育委員会会議]

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果概要について報告しました。

(委員の意見)

- ・家庭の教育力・育児力が子どもの行動と強い相関関係があることは間違いないと思うため、今後もできる限り尽力してもらいたい。

- ・数値では把握できないこともあると思うため、聞き取りでの把握等、引き続き対応をお願いしたい。中学校では不登校を選択しにくい雰囲気があるように感じ、心配である。受験へのプレッシャーや友人関係の悪化からいじめにつながることもあると思うため、心の平穏が保たれる環境が確保できるように努めていただきたい。
- ・地区不登校等児童生徒支援拠点校となると、その拠点校となった学校が問題を抱えている学校というように間違っていて認知されていたり、心配する人がいたりする現状がある。教育施策を進めるうえで、本来の意義と異なる意義で解釈されたり、受け止められたりしないような手立ても必要だと感じた。

(教育行政への反映)

○様々な課題を抱える児童生徒の支援に当たっては、日常的な観察や丁寧な聞き取りを通じて把握することが不可欠であり、教職員によるきめ細かな対応に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、心理や福祉分野の専門的な視点からの支援体制の強化を図っていきます。

○県教育委員会では、学校訪問や電話相談を通して支援を行う訪問相談担当教員を配置する学校を「地区不登校等児童生徒支援拠点校」に指定しているところですが、実際の支援の際には、「地区児童生徒サポートセンター」や「訪問相談員」という名称を使用するよう、研修等で指導しており、児童生徒や保護者の心情を十分に考慮し、「不登校」や「教員」という言葉を極力使わないこととしています。

上記を踏まえ、引き続き、支援を必要とする児童生徒や保護者が安心して相談できる環境づくりに努めていきます。

エ 学校における働き方改革について

[令和8年3月10日 第14回教育委員会会議]

国のいわゆる給特法改正において策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けるために、「学校における働き方改革推進プラン」の改定について審議し、議決しました。あわせて県教育委員会において実施している「教員等の出退勤時刻実態調査」と「教職員の働き方改革に係る意識等調査」及び「学校における働き方改革推進プラン取組状況調査」の令和7年度の実施結果について報告しました。

(委員の意見)

- ・効率よく仕事ができ、子供と向き合っている教員を「優れた教員」と捉えているのと思うが、個々の教員がどのように回答するかは自由である。子供と向き合う時間を「確保できている」と回答した方と、「確保できていない」と回答した方が、それぞれ何に対して負担を感じているのか、どの部分を取り除けばいいのかがわかるデータを見たい。
- ・県の市町村に対する役割は、単なる指導助言にとどまらず、必要に応じた支援や補完まで含まれるべきだと考える。そのため、県においては、とりわけ取組が十分に進んでいない自治体に対し、課題解決に直結する具体的かつ実効性のある支援を一層強化していただきたい。現状として、開始から一定期間が経過しているにもかかわらず、取組にばらつきが見られることから、来年度は各市町村の取組が着実に実施・定着するような伴走型の支援や補完策を求めるものである。単に指導助言を行うことや施策の周知にとどまらず、すべての自治体において必要な取組が確実に実行され、その成果が確認できる状態に至ることを目標としていただきたい。次年度の取組結果において、全自治体での実施が達成されることを期待する。

- ・「教職員の働き方改革に係る意識等調査」について、校長が調査の対象外となっているが、できれば調査対象にしてほしい。
- ・令和4年度から時間外在校等時間が減少してきている点は大変喜ばしく、多くの方が自己マネジメントをしていることがうかがえるが、中学校の時間外在校等時間が他の校種に比べて減っていないのは、部活動の問題だと考える。今回、予算措置されたこともあるため、ぜひ強く部活動の地域展開を考えていただきたい。小規模で新しく政策を立ち上げる余力のない自治体や、やりたくてもやれないというような自治体については、県が立ち上げの支援をしてもらいたい。また、先生方についても兼業という形で部活動に関わりたい方が関わられるような姿を模索いただきたい。

(教育行政への反映)

- 各市町村教育委員会事務局の規模に応じて取組に差が出てきてしまっているのが現状であり、県教育委員会として支援できる部分については提示しながら、指導助言をしていきます。
- 文部科学省から公表された「令和7年度教育委員会における学校の働き方改革のための『見える化』調査結果」等を活用して、今後分析を進めて各市町村教育委員会の実態を掴み、活用しながら指導助言していきます。
- 部活動指導については、まずはガイドラインに沿った活動の徹底とともに、大会等の精選や地域展開に向けた課題の把握と対策の検討等を行い、子供たちの活動の機会を確保しつつ、教員の負担軽減が図れるよう、関係各所と連携して取り組みます。また、部活動指導員の配置拡充に努めます。
- 働き方改革推進プランに記載した内容が、全ての学校で取り組まれるよう、好事例や様々な取り組み事例の横展開を図ります。

オ 体育・スポーツの推進について

[令和8年3月10日 第12回教育委員会会議]

令和7年度千葉県体力・運動能力調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告しました。

昨年度と比較すると、小学生は若干低下、中学生及び高校生は若干向上し、全国と比較すると、小5男子が全国を下回り、小5女子・中2男女では上回る結果でした。児童生徒の運動時間は減少傾向にあり、コロナ禍以前と比べて運動しない児童生徒が多い状況が引き続き見られました。また、教員は体育で「運動の楽しさを実感させること」を最も重視している一方、体育が楽しくない児童生徒は「上達を実感できること」「自分に合った場やペースで取り組めること」「できる・できないで比較されないこと」を求める傾向が見られました。

(委員の意見)

- ・調査対象である小学5年生と中学2年生の発達段階であれば、周りと自分を比較していると思われるため、同じことをさせて、できる・できないという比較が生まれない形態の授業にならない限りは「体育の授業を楽しみ」と感じさせることは難しいと思う。
- ・今回の調査で、体育の授業が楽しくないと回答した子供たちに焦点をあてたという点は評価している。皆が楽しく感じるために、これからの体育の授業をどう変えていくかということについて、ぜひ学校で話し合ってもらいたい。
- ・教えている先生はできるということが前提だと思うので、できない子供のことがわかるかどうか、重要な部分だと思う。

- ・おそらく体力や運動の好き嫌いだけの内容にとどまらない課題があると思うため、より広い視点での分析を要望する。

(教育行政への反映)

- 体育学習の充実を図るため、児童生徒が「楽しい」と感じ、体を動かすことへの意欲化につなげるため、授業づくりの参考となる指導のポイントや進め方などを示した資料の活用や子供が夢中になって取り組む活動例などを周知していきます。
- 運動習慣を形成するため、体育以外の運動機会を意図的に増やし、楽しみながら体を動かすため、「遊・友スポーツチャレンジちば」において、子供たちが運動の習慣化に関する目標をたて、それに向かって継続的に取り組むチャレンジ部門への積極的な取組を学校訪問等で周知していきます。
- 有識者と連携し、講義等により教員の指導力向上を図るとともに、有識者の助言を受け、児童生徒のデータに基づいた授業改善例、運動習慣の形成に繋がる運動メニュー等を検討し、研修や県のホームページで発信していきます。

カ 教職員の不祥事根絶について

4月から3月までの計11回の教育委員会会議において、教職員の懲戒処分について審議し、決定をしました。

(委員の意見)

- ・児童生徒性暴力等に発展する事案を防ぐための研修の在り方や方法などについて検討してほしい。
- ・被処分者が業務を行う上で、同じ過ちを繰り返さないための体制づくりをしてほしい。

(教育行政への反映)

- 管理職の許可のないSNSによる私的なやり取りによって懲戒処分を受けた職員の手記をまとめた研修教材や、児童生徒性暴力等の調査に関わった専門家による分析をまとめた資料などを作成・配付し、各学校において児童生徒性暴力等の発端となりやすい教職員の思考の誤りや認知の歪みなどについて認識を深める研修を実施しました。今後も引き続き、児童生徒性暴力等をはじめとした不祥事の根絶に向けた効果的な研修の在り方を検討していきます。
- 職員が、常に内省し、不祥事につながる自己の考えの甘さがないかを分析するための「不祥事の未然防止に係る自己分析シート」や、教職員が当然守るべき服務に関する基本及びとるべき行動規範等を取りまとめた「教職員の服務に関するガイドライン」について、新しい法令等の施行や社会状況の変化等を反映させるため、見直しや改訂を図り、各学校がこれらを活用して主体的、計画的に不祥事根絶に向けた取組が進められるよう努めていきます。
- 被処分者に対し、不祥事の原因や背景を振り返り、自己理解を深めることで再発を防止することを目的に特別研修を実施しています。被処分者が同じ行為を繰り返さないため、本研修について専門家等との連携をより充実させるなどの工夫・改善を図っていきます。

キ 文化財の指定・登録について

[令和8年2月4日 第11回教育委員会会議]

千葉県指定文化財の指定について、新指定文化財1件（有形民俗文化財「四季耕作図」）と、無形文化財の保持者の追加認定1件（県指定無形文化財「武術 立身流」）並びに新登録文化財7件（有形文化財（建造物）「千葉県立東金高等学校記念館」、「同茶室」、「同正門」、有形文化財（彫刻）「見性寺 欄間『波・雲に龍』」、「同『人物像』」、有形文化財（歴史資料）「加納家史料」、有形民俗文化財「鴨川の鰯万祝」）の新たな指定・追加認定・登録について審議し、議決しました。

（委員の意見）

- ・資料について、デジタル化などを通じて、調査研究に資する形での活用を検討いただきたい。
- また、今回指定された民俗文化財は、元は美術品（屏風）であったことから、デジタル技術を活用して、本来の形として楽しめるような方策も検討いただきたい。
- ・「波の伊八」関連作品については、作品群をまとめて冊子を作成するなどの情報発信の方法も考えられるのではないかな。

（教育行政への反映）

- 指定文化財・登録文化財については、画像などを用いながら、文化財の内容について千葉県のホームページで公開し、周知を図っています。
- 民俗文化財については、YouTube「千葉県公式PRチャンネル」にて「ちばの文化財紹介動画」として、近年、記録作成を行った文化財の動画を公開しています。

(3) 教育委員会の充実と発展のための研修・意見交換

ア 市町村教育委員会

(ア) 千葉県市町村教育委員会教育長・教育委員研修会

例年、千葉県教育委員会と千葉県市町村教育委員会連絡協議会が共催で実施し、令和7年度は10月15日から11月17日の間、オンデマンド形式で行われました。

○テーマ：「教師を取り巻く環境整備について」（文部科学省）

イ 都道府県教育委員会

(ア) 1都9県教育委員会全委員協議会（群馬県）

【開催日】 令和7年5月1日（木）・2日（金）

【行政説明】 「教員の働き方改革について」（文部科学省）

【分科会テーマ】 「教員のウェルビーイング向上 ～教員が心身ともに
よいコンディションで子どもたちと向き合うために～」

【視 察】 群馬県立歴史博物館、史跡観音山古墳

(イ) 1都9県教育委員会委員協議会（山梨県）

【開催日】 令和7年8月28日（木）・29日（金）

【行政説明】 「専門高校の魅力向上について」（文部科学省）

【分科会テーマ】 「専門高校の魅力向上について」

【視 察】 県立笛吹高等学校農場、宮光園等

(ウ) 全国都道府県教育委員会連合会第1回総会（青森県）

【開催日】 令和7年7月15日（火）・16日（水）

【行政説明】 「教師を取り巻く環境整備について」（文部科学省）

【分 科 会】

共通テーマ 「公立高等学校の魅力向上」

選択テーマ 「教育現場におけるデジタル技術の活用」

「教員不足の解消に向けた人材確保に係る取組・人事配置の工夫」

【視 察】 三内丸山遺跡センター

(エ) 全国都道府県教育委員会連合会第2回総会（東京都）

【開催日】 令和8年1月26日（月）・27日（火）

【行政説明】 「公立高等学校の魅力向上について」（文部科学省）

【分 科 会】 「公立高等学校の魅力向上について」

(オ) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会（Web）

【開催日】 令和8年1月15日（木）

【行政説明】 「初等中等教育の動向について」（文部科学省）

【分 科 会】 「学校における働き方改革について」

ウ その他

(4) 教職員・児童生徒との意見交換及び教育関連施設等の視察

ア 県立学校・市町村立学校

- 県立松戸向陽高等学校
- 県立佐倉南高等学校
- 県立大多喜高等学校
- 習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室
- 浦安市立浦安中学校分教室
- N高等学校（松戸キャンパス）
- NTT e スポーツ高等学校
- TOKYO GLOBAL GATEWAY

(委員報告より)

佐倉南高校では、生徒が夜間の暗い通学路を改善するため、蓄光パネルを歩道に設置する「夜道を明るくする」プロジェクトを自ら立ち上げ、千葉県知事賞を受賞した。生徒たちの主体的で生き生きとした姿は、この学校ならではの魅力を感じさせ、教員も真摯に向き合っている。外国にルーツを持つ生徒も多く、授業では生徒同士が通訳し合いながら学ぶなど、多様性を活かした学びが見られた。校長は定時制の教育的価値として「主体的に人生を捉え直す力」「多様性を尊重し共に生きる力」「社会の一員として行動する力」を挙げ、これらが社会的にも重要だと強調した。こうした取組を他校にも広げ、教育委員会として佐倉南高校を支援していく必要性を感じた視察であった。

(県立佐倉南高等学校への視察)

この施設では、飛行機やホテル、買い物など実生活を模した精巧なセットを使い、英語を実践的に学べる。千葉県の高校生が中級・上級コースに分かれて参加し、上級コースの生徒は英語の指示をほぼ理解していた一方、発話にはためらいも見られた。各グループにはエージェントが付き、異なるミッションカードに基づき相談しながら課題を解決することで、主体的・対話的な深い学びが促されていた。英語への苦手意識を払拭し学習意欲を高める工夫がされており、県としては施設の取組を参考にしつつ、教師自身の英語への思いを通して生徒に働きかけることが重要だと感じた。

(TOKYO GLOBAL GATEWAYへの視察)

イ その他

- 令和7年度教育功労者表彰式（於：ホテルポートプラザちば）
- 県立学校卒業証書授与式臨場（於：県立千葉女子高等学校）
- 県立学校卒業証書授与式臨場（於：県立実籾高等学校）

4 総括

教育委員会の活動としては、教育委員会会議における審議に加え、重要事項について委員勉強会を重ねるなど、計画的な調査・研究を通じて、よりの確な意思決定に努めてまいりました。特に本年度

は、学校現場の多様化や教育課題の複雑化を踏まえ、情報共有の充実を図るとともに、議論の質の一層の向上に取り組みました。

また、千葉県総合教育会議においては、「子供の貧困対策」「キャリア教育の推進」「特別支援教育の充実」「外国にルーツを持つ子供への支援」「学校と地域・福祉との連携」「多様性を尊重する学校づくり」などの重要課題について、知事と認識を共有しながら協議を行い、施策の着実な推進につなげていくことを確認しました。

さらに、学校視察や教職員・児童生徒との意見交換においては、県立高校や小・中学校、特色ある教育活動を行う施設等を幅広く訪問し、現場の実情や課題、先進的な取組を直接把握しました。これらの成果は、学力向上、働き方改革、不登校対策等の具体的な施策の改善・充実に生かされ、教育行政への着実な反映が図られています。

今後も、県民ニーズや社会の変化を的確に捉えるため、教育関連行事への参画や学校等の視察、市町村教育委員会との意見交換の一層の充実を図ってまいります。また、「第4期千葉県教育振興基本計画」の着実な推進に向け、事務局との連携をより一層密にし、本県教育のさらなる充実と発展に努めてまいります。

最後に、千葉県の子供たち一人一人の健やかな成長と可能性の伸長に向け、今後も知事と教育政策の方向性を共有するとともに、関係部局との連携を一層強化しながら、総合的に教育施策を推進してまいります。